

設定における規定に準拠

注2) 水田中や河川中での農薬の分解や土壌・底質への吸着、止水期間等を考慮して算出したものの。

注3) 既定の地表流出率、ドリフト率で河川中に流入するものとして算出したもの。

(参考：平成19年度厚生労働科学研究費補助金食品の安心・安全確保推進研究事業「食品中に残留する農薬等におけるリスク管理手法の精密化に関する研究」分担研究「魚介類への残留基準設定法」報告書)

## 8. 乳牛における残留試験

乳牛に対してシラフルオフエンを小麦粉団子中に混和し14日間強制経口投与(20、40、80mg/牛・日<sup>註</sup>)し、牛乳に含まれるシラフルオフエン含量を測定したところ、投与開始後1~14日後及び最終投与後1~7日後の残留量は、20mg投与群で<0.05~0.10 ppm、40mg投与群で<0.05~0.20 ppm、80mg投与群で<0.05~0.24 ppmであった。(定量限界：0.05 ppm)

注)「農薬の登録申請に係る試験成績について」(12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知)の運用について(13生産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知)で、乳牛は、1日1頭当たり稲わら2 kgまたは飼料作物20 kgを摂取するものとして投与量を算出することとされており、20 mg/牛/日は、飼料である稲わら中の濃度として10 ppmに相当する。

乳牛に対してシラフルオフエンを散布した稲わら(乳剤散布群：10、20、40mg/頭・日、粉剤散布群：10、15mg/頭・日)またはシラフルオフエンを小麦粉団子中に混和し14日間強制経口投与(10、40mg/牛・日)し、牛乳に含まれるシラフルオフエン含量を測定したところ、投与開始後1~14日後及び最終投与後2日後の残留量は、シラフルオフエンを小麦粉団子中に混和し40mg投与した群で<0.05~0.10 ppmであり、それら以外の全ての稲わら及び小麦粉団子投与群において定量限界未満であった。(定量限界：0.05 ppm)

## 9. ADIの評価

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第1号及び同法第24条第2項の規定に基づき、平成19年10月12日付け厚生労働省発食安第1012001号により食品安全委員会あて意見を求めたシラフルオフエンに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

無毒性量：11.0 mg/kg 体重/day

(動物種) イヌ

(投与方法) 混餌投与

(試験の種類) 慢性毒性試験

(期間) 1年間

安全係数：100

ADI：0.11 mg/kg 体重/day

## 10. 諸外国における使用状況

JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。

## 11. 基準値案

### (1) 残留の規制対象

シラフルオフエン本体のみ

なお、食品安全委員会によって作成された農薬評価書においては、暴露評価対象物質としてシラフルオフエンを設定している。

### (2) 基準値案

別添2のとおりである。

別紙2中で「基準値現行」の欄において0.05ppmの基準値を設定している農産物は、本来、食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、「人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量」（一律基準）である0.01ppmで規制するところ、分析法の状況を考慮し、0.01ppmまでの分析が困難と考えられたことから0.05ppmの残留基準を設定したものである。今回、本剤については0.01ppmまでの分析が可能となったことから、0.05ppmの基準を削除し、一律基準（0.01ppm）で規制することとした。

### (3) 暴露評価

各食品について、本薬が基準値案の上限の量まで残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

なお、本暴露評価は、各食品分類において、加工・調理による残留農薬の増減が全くないとの仮定の下におこなった。

	TMDI / ADI (%) <sup>注)</sup>
国民平均	6.8
幼小児（1～6歳）	14.0
妊婦	6.0
高齢者（65歳以上）	8.1

注) TMDI 試算は、基準値案×摂取量の総和として計算している。

(4) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度（暫定基準）が定められているが、今

般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

シラフルオフェン作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
水稲 (玄米)	2	0.5%粉剤	4kg/10a 散布	3回	7, 14日	圃場A:<0.02 (3回、7日) (#) 圃場B:<0.02 (3回、7日) (#)
水稲 (稲わら)	2	0.5%粉剤	4kg/10a 散布	3回	7, 14日	圃場A:6.80 (3回、14日) (#) 圃場B:6.38 (3回、14日) (#)
水稲 (玄米)	2	1.0%粒剤	3kg/10a 散布	3回	21, 28日	圃場A:<0.02 (3回、21日) (#) 圃場B:<0.02 (3回、21日) (#)
水稲 (稲わら)	2	1.0%粒剤	3kg/10a 散布	3回	21, 28日	圃場A:3.28 (3回、28日) (#) 圃場B:5.16 (3回、28日) (#)
水稲 (玄米)	2	19%乳剤	2000倍散布 150L/10a	2回	14, 19日	圃場A:0.06 (注1)
水稲 (稲わら)	2	19%乳剤	2000倍散布 150L/10a	2回	14, 21日	圃場B:0.02
水稲 (玄米)	2	19%乳剤	2000倍散布 150L/10a	2回	14, 19日	圃場A:13.4 (3回、19日) (注1)
水稲 (稲わら)	2	19%乳剤	2000倍散布 150L/10a	2回	14, 21日	圃場B:4.49
水稲 (玄米)	2	19%乳剤	2000倍散布 150L/10a	3回	7日	圃場A:0.08 (3回、7日) (#) 圃場B:0.06 (3回、7日) (#)
水稲 (玄米)	2	19%乳剤	500倍散布 25L/10a	3回	14, 21日	圃場A:0.03 (3回、14日) (#) 圃場B:0.02 (3回、14日) (#)
水稲 (玄米)	2	19%乳剤 +0.5%粉剤	2000倍散布 150L/10a +4kg/10a 散布	2+1回	7日	圃場A:0.04 (3回、7日) (#) 圃場B:0.03 (3回、7日) (#)
水稲 (玄米)	2	19%乳剤 +0.5%粉剤	500倍散布 25L/10a +4kg/10a 散布	2+1回	7日	圃場A:0.03 (3回、7日) (#) 圃場B:0.02 (3回、7日) (#)
水稲 (稲わら)	2	0.5%粉剤	4kg/10a 散布	1回	6, 14, 28日	圃場A:4.75 (1回、6日) 圃場B:4.18 (1回、6日)
水稲 (稲わら)	2	19%乳剤	2000倍散布 150L/10a	1回	14, 28日	圃場A:4.10 (1回、14日) 圃場B:5.56 (1回、14日)
水稲 (稲わら)	2	0.5%粉剤	4kg/10a 散布	1回	8, 14, 28, 42日	圃場A:<0.1 (1回、8日) 圃場B:<0.1 (1回、8日)
水稲 (稲わら)	2	19%乳剤	2000倍散布 150L/10a	1回	14, 28, 42日	圃場A:<0.1 (1回、14日) 圃場B:<0.1 (1回、14日)
水稲 (玄米)	2	20%水和剤	16倍空中散布 0.8L/10a	1回	27日	圃場A:<0.02 (1回、27日)
水稲 (稲わら)	2	20%水和剤	16倍空中散布 0.8L/10a	1回	32日	圃場B:<0.02 (2回、32日)
水稲 (稲わら)	2	20%水和剤	16倍空中散布 0.8L/10a	1回	27日	圃場A:1.92 (1回、27日)
水稲 (青刈り)	2	20%水和剤	16倍空中散布 0.8L/10a	1回	32日	圃場B:1.00 (2回、32日)
水稲 (玄米)	2	19%乳剤	2000倍散布 150L/10a	1回	14, 21日	圃場A:1.42 (1回、14日)
水稲 (稲わら)	2	19%乳剤	2000倍散布 150L/10a	1回	13, 20日	圃場B:1.04 (1回、13日)
水稲 (玄米)	2	19%乳剤	2000倍散布 150L/10a	1回	27日	圃場A:<0.02 (1回、27日)
水稲 (稲わら)	2	19%乳剤	2000倍散布 150L/10a	1回	32日	圃場B:<0.02 (2回、32日)
水稲 (青刈り)	2	19%乳剤	2000倍散布 150L/10a	1回	27日	圃場A:2.52 (1回、27日)
水稲 (青刈り)	2	19%乳剤	2000倍散布 150L/10a	1回	32日	圃場B:4.54 (2回、32日)
水稲 (玄米)	2	19%乳剤	2000倍散布 150L/10a	1回	14, 21日	圃場A:1.81 (1回、14日)
水稲 (稲わら)	2	19%乳剤	2000倍散布 150L/10a	1回	13, 20日	圃場B:3.34 (1回、13日)
水稲 (玄米)	3	0.5%粉剤 +19%乳剤	4kg/10a 散布 +2000倍散布 150L/10a	1+2回	14, 21, 28日	圃場A:0.04 (3回、14日) (#) 圃場B:0.04 (3回、14日) (#) 圃場C:0.06 (3回、14日) (#)
水稲 (稲わら)	3	0.5%粉剤 +19%乳剤	4kg/10a 散布 +2000倍散布 150L/10a	1+2回	14, 21, 28日	圃場A:8.82 (3回、14日) (#) 圃場B:6.02 (3回、14日) (#) 圃場C:9.14 (3回、14日) (#)
水稲 (玄米)	2	0.5%粉剤 +19%乳剤	4kg/10a 散布 +500倍散布 25L/10a	1+2回	14, 21, 28日	圃場A:0.03 (3回、14日) (#) 圃場B:<0.02 (3回、14日) (#)
水稲 (稲わら)	2	0.5%粉剤 +19%乳剤	4kg/10a 散布 +500倍散布 25L/10a	1+2回	14, 21, 28日	圃場A:6.70 (3回、14日) (#) 圃場B:5.66 (3回、14日) (#)
水稲 (玄米)	2	20%水和剤 +19%乳剤	2000倍散布 100L/10a +2000倍散布 150L/10a	1+2回	14, 21, 28日	圃場A:0.04 (3回、14日) (#) 圃場B:0.08 (3回、14日) (#)
水稲 (稲わら)	2	20%水和剤 +19%乳剤	2000倍散布 100L/10a +2000倍散布 150L/10a	1+2回	14, 21, 28日	圃場A:7.71 (3回、14日) (#) 圃場B:9.30 (3回、14日) (#)
水稲 (玄米)	1	20%水和剤	16倍空中散布 0.8L/10a	1回	27日	圃場A:<0.02 (1回、27日)

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
水稲 (稲わら)	1	20%水和剤	16倍空中散布 0.8L/10a	1回	27日	圃場A:1.28 (1回、27日)
水稲 (青刈り)	1	20%水和剤	16倍空中散布 0.8L/10a	1回	14, 21日	圃場A:1.05 (1回、14日)
水稲 (玄米)	1	20%水和剤	2000倍散布 150L/10a	1回	27日	圃場A:<0.02 (1回、27日)
水稲 (稲わら)	1	20%水和剤	2000倍散布 150L/10a	1回	27日	圃場A:1.76 (1回、27日)
水稲 (青刈り)	1	20%水和剤	2000倍散布 150L/10a	1回	14, 21日	圃場A:1.24 (1回、21日)
水稲 (玄米)	2	5%水和剤	200mL/10a 空中散布	1回	40日 38日	圃場A:<0.02 (1回、40日) (#) 圃場B:<0.02 (1回、38日) (#)
水稲 (稲わら)	2	5%水和剤	200mL/10a 空中散布	1回	40日 38日	圃場A:1.02 (1回、40日) (#) 圃場B:1.36 (1回、38日) (#)
水稲 (青刈り)	2	5%水和剤	200mL/10a 空中散布	1回	14, 21日	圃場A:0.68 (1回、14日) (#) 圃場B:0.54 (1回、14日) (#)
水稲 (玄米)	2	19%乳剤	2000倍散布 150L/10a	1回	40日 38日	圃場A:<0.02 (1回、40日) (#) 圃場B:0.02 (1回、38日) (#)
水稲 (稲わら)	2	19%乳剤	2000倍散布 150L/10a	1回	40日 38日	圃場A:1.83 (1回、40日) (#) 圃場B:4.48 (1回、38日) (#)
水稲 (青刈り)	2	19%乳剤	2000倍散布 150L/10a	1回	14, 21日	圃場A:1.00 (1回、14日) (#) 圃場B:2.54 (1回、14日) (#)
水稲 (玄米)	2	19%乳剤	16倍無人ヘリコプター散布 0.8L/10a	2回	14, 21日	圃場A:<0.02 圃場B:<0.02
水稲 (稲わら)	2	19%乳剤	16倍無人ヘリコプター散布 0.8L/10a	2回	14, 21日	圃場A:3.52 圃場B:3.94
水稲 (玄米)	2	5%水和剤	4倍無人ヘリコプター散布 0.8L/10a	1回	14日	圃場A:0.02 (1回、14日) (#) 圃場B:<0.02 (1回、14日) (#)
水稲 (稲わら)	2	5%水和剤	4倍無人ヘリコプター散布 0.8L/10a	1回	14日	圃場A:2.14 (1回、14日) (#) 圃場B:3.64 (1回、14日) (#)
水稲 (玄米)	2	19%乳剤	2000倍散布 120-150L/10a	1回	14日	圃場A:0.04 (1回、14日) 圃場B:0.04 (1回、14日)
水稲 (稲わら)	2	19%乳剤	2000倍散布 120-150L/10a	1回	14日	圃場A:4.36 (1回、14日) 圃場B:6.86 (1回、14日)
茶 (荒茶)	2	20%水和剤	1000倍散布 300L/10a	2回	21日	圃場A:26.6 (2回、21日) (#) 圃場B:9.00 (2回、21日) (#)
茶 (浸出液)	2	20%水和剤	1000倍散布 300L/10a	2回	21日	圃場A:0.08 (2回、21日) (#) 圃場B:0.04 (2回、21日) (#)
茶 (荒茶)	2	10%乳剤	1000倍散布 1000L/10a	1回	21, 30日	圃場A:3.47 (1回、21日) 圃場B:0.84 (1回、21日)
茶 (浸出液)	2	10%乳剤	1000倍散布 1000L/10a	1回	21, 30日	圃場A:0.04 (1回、21日) 圃場B:<0.03 (1回、21日)
茶 (荒茶)	2	10%乳剤	1000倍散布 200-1000L/10a	2回	21, 28, 42日	圃場A:1.84 (2回、21日) 圃場B:2.20 (2回、21日)
茶 (浸出液)	2	10%乳剤	1000倍散布 200-1000L/10a	2回	21, 28, 42日	圃場A:<0.04 (2回、21日) 圃場B:<0.04 (2回、21日)
かき (果実)	2	20%水和剤	2000倍散布 500L/10a	2回	14, 21, 30, 45日	圃場A:0.72 圃場B:0.30
かき (果実)	2	20%水和剤	1000倍散布 500L/10a	2回	14, 21, 30日	圃場A:1.13 (2回、14日) (#) 圃場B:0.50 (2回、14日) (#)
なし (果実)	2	20%水和剤	2000倍散布 500L/10a	2回	14, 21, 30, 45日	圃場A:0.20 圃場B:0.14
なし (果実)	2	20%水和剤	1000倍散布 500L/10a	2回	14, 21, 30日	圃場A:0.42 (2回、21日) (#) 圃場B:0.26 (2回、14日) (#)
りんご (果実)	2	20%水和剤	2000倍散布 700L/10a	2回	14, 21, 30, 45日	圃場A:1.06 圃場B:0.20 (2回、21日)
みかん※ (果肉)	2	20%水和剤	2000倍散布 700L/10a	2回	14, 21, 30日	圃場A:0.03 (2回、21日) 圃場B:<0.02
みかん (果皮)	2	20%水和剤	2000倍散布 700L/10a	2回	14, 21, 30日	圃場A:5.32 (2回、21日) 圃場B:3.10 (2回、30日)

農作物	試験圃 場数	試験条件				最大残留量 (ppm)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
みかん (果実全体)	2	20%水和剤	2000倍散布 700L/10a	2回	14, 21, 30日	圃場A:0.90 (2回、21日) 圃場B:0.80
夏みかん (果肉)	2	20%水和剤	2000倍散布 700L/10a	2回	14, 21, 29日 14, 21, 30日	圃場A:<0.02 圃場B:<0.02
夏みかん (果皮)	2	20%水和剤	2000倍散布 700L/10a	2回	14, 21, 29日 14, 21, 30日	圃場A:1.54 (2回、29日) 圃場B:1.68 (2回、30日)
夏みかん (果実全体)	2	20%水和剤	2000倍散布 700L/10a	2回	14, 21, 29日 14, 21, 30日	圃場A:0.52 (2回、29日) 圃場B:0.56 (2回、30日)
ゆず※ (果実全体)	2	20%水和剤	2000倍散布 500, 700L/10a	2回	14, 21, 30日	圃場A:1.08 圃場B:0.80
大豆 (乾燥子実)	2	0.5%粉剤	4kg/10a 散布	3回	7, 14, 21日	圃場A:<0.02 (3回、7日) (#) 圃場B:<0.02 (3回、7日) (#)
えだまめ (さや)	2	0.5%粉剤	4kg/10a 散布	3回	7, 14, 21日	圃場A:0.51 圃場B:0.56
大豆 (乾燥子実)	2	19%乳剤	16倍無人ヘリコプター散布 0.8L/10a	2回	14, 21日	圃場A:<0.02 圃場B:<0.02
かんしょ (塊根)	2	0.5%粉剤	4kg/10a 散布	3回	7, 14, 21日	圃場A:<0.02 圃場B:<0.02
じゅんさい (葉)	1	19%乳剤	2000倍散布 100L/10a	2回	1, 3, 7日	圃場A:<0.02
じゅんさい (葉)	1	19%乳剤	2000倍散布 100L/10a	2回	1, 3, 7日	圃場A:<0.02
もも (果肉)	2	20%水和剤	2000倍散布 400, 700L/10a	2回	1, 7, 14, 21日 1, 7, 13, 20日	圃場A:<0.02 圃場B:<0.02
もも (果皮)	2	20%水和剤	2000倍散布 400, 700L/10a	2回	1, 7, 14, 21日 1, 7, 13, 20日	圃場A:6.89 圃場B:13.4
すだち (果実全体)	1	20%水和剤	2000倍散布 500L/10a	2回	14, 28, 42日	圃場A:0.58 (2回、42日)

(#) これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(※) これらの作物については、申請の範囲内で最高の値を示した括弧内に示す条件において得られた値を採用した。

注1) 2回目の散布は雨間散布であったため、2日後に散布し直し3回となったものであることから、本来最大使用条件下として定められた2回の試験成績の誤差範囲内とみなし、当該試験成績を残留基準値の検討を行う際の参考としている。

最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付している。

なお、食品安全委員会農薬専門調査会の農薬評価書「シラフルオフェン」に記載されている作物残留試験成績は、各試験条件における残留農薬の最高値及び各試験場、検査機関における最高値の平均値を示したものであり、上記の最大残留量の定義と異なっている。

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.3	0.5	○			<0.02(#), <0.02(#), <0.02(#), <0.02(#), 0.06, <0.02, 0.08(#), 0.06(#), 0.03(#), 0.02(#), 0.04(#), 0.03(#), 0.03(#), 0.02(#), <0.02, <0.02, <0.02, <0.02, 0.04(#), 0.04(#), 0.06(#), 0.03(#), <0.02(#), 0.04(#), 0.08(#), <0.02, <0.02(#), <0.02(#), <0.02(#), <0.02, 0.02, <0.02, <0.02, 0.02(#), <0.02(#), 0.04, 0.04
小麦 大麦 ライ麦 とうもろこし そば その他の穀類		0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05				
大豆 小豆類 えんどう そらまめ らつかせい その他の豆類	0.1	0.1 0.05 0.05 0.05 0.05	○			<0.02(#), <0.02(#), <0.02, <0.02
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む) かんしょ やまいも こんにゃくいも その他のいも類	0.1	0.1 0.1 0.1 0.1 0.1	○			<0.02, <0.02
てんさい さとうきび		0.05 0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む)の根 だいこん類(ラディッシュを含む)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 西洋わさび クレソン はくさい キャベツ 芽キャベツ ケール こまつな きょうな チンゲンサイ カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜		0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05				
ごぼう サルシフィー アーティチョーク チコリ エンダイブ しゅんぎく レタス(サラダ菜及びちしゃを含む)		0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				
きゅうり(ガーキンを含む)		0.05				
かぼちゃ(スカッシュを含む)		0.05				
しろりり		0.05				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
まくわうり		0.05				
その他のうり科野菜		0.05				
ほうれん草		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		2				
未成熟いんげん		2				
えだまめ	2	2	○			0.51, 0.56
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜	0.1	2	○			<0.02, <0.02(じゅんさい)
みかん	0.2	0.2	○			0.03(\$), <0.02
なつみかんの果実全体	3	5	○			0.52, 0.56
レモン	3	5	○			
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	3	5	○			
グレープフルーツ	3	5	○			
ライム	3	5	○			
その他のかんきつ類果実	3	5	○			1.08(\$), 0.80(ゆず), 0.58(すだち)
りんご	3	5	○			1.06, 0.20
日本なし	1	2	○			0.20, 0.14, 0.42(#),
西洋なし	1	2	○			0.26(#)
マルメロ		5				
びわ		0.05				
もも	0.1	0.05	申			<0.02, <0.02
ネクタリン		5				
あんず(アプリコットを含む)		0.05				
すもも(プルーンを含む)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む)		0.05				



農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハuckleベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
かき	2	2	○			0.72, 0.30, 1.13(#), 0.50(#)
バナナ		5				
キウイ		0.05				
パパイヤ		5				
アボカド		5				
パイナップル		5				
グアバ		5				
マンゴー		5				
パッションフルーツ		5				
なつめやし		0.05				
その他の果実		5				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.05				
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶	35	35	○			26.6(#), 9.0(#), 3.47, 0.84, 1.84, 2.20
コーヒー豆		0.05				
カカオ豆		0.05				
ホップ		0.05				
その他のスパイス	10	5				5.32, 2.86(みかんの果皮)
その他のハーブ		2				
魚介類	0.4					

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。  
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。  
 (\$)これらの作物残留試験は、作物残留試験成績のばらつきを考慮し、最大残留値を基準値策定の根拠とした。

(別紙3)

シラフルオフエン推定摂取量 (単位:  $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$ )

食品群	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
米	0.3	55.5	29.3	41.9	56.6
大豆	0.1	5.6	3.4	4.6	5.9
かんしょ	0.1	1.6	1.8	1.4	1.7
えだまめ	2	0.2	0.2	0.2	0.2
その他の野菜	0.1	1.3	1.0	1.0	1.2
みかん	0.2	8.3	7.1	9.2	8.5
なつみかんの果実全体	3	0.3	0.3	0.3	0.3
レモン	3	0.9	0.6	0.9	0.9
オレンジ	3	1.2	1.8	2.4	0.6
グレープフルーツ	3	3.6	1.2	6.3	2.4
ライム	3	0.3	0.3	0.3	0.3
その他のかんきつ類果実	3	1.2	0.3	0.3	1.8
りんご	3	105.9	108.6	90.0	106.8
日本なし	1	5.1	4.4	5.3	5.1
西洋なし	1	0.1	0.1	0.1	0.1
もも	0.1	0.1	0.1	0.4	0.0
かき	2	62.8	16.0	43.0	99.2
茶	35	105.0	49.0	122.5	150.5
その他のスパイス	10	1.0	1.0	1.0	1.0
魚介類	0.4	37.6	17.1	37.6	37.6
計		397.6	243.5	368.6	480.8
ADI比 (%)		6.8	14.0	6.0	8.1

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

妊婦及び高齢者については水産物の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。

(参考)

これまでの経緯

- 平成 7年 4月26日 初回農薬登録  
平成17年11月29日 残留基準の告示  
平成19年10月 1日 農林水産省より厚生労働省へ適用拡大申請及び基準設定依頼  
(魚介類及びももに係る適用拡大申請)  
平成19年10月12日 厚生労働大臣から食品安全委員会長あてに残留基準設定に係る  
食品健康影響評価について要請  
平成19年10月18日 食品安全委員会(要請事項説明)  
平成19年10月26日 第10回農薬専門調査会確認評価第一部会  
平成19年12月 5日 第32回農薬専門調査会幹事会  
平成19年12月13日 食品安全委員会における食品健康影響評価(案)の公表  
平成20年 1月17日 食品安全委員会(報告)  
平成19年 1月17日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評  
価について通知  
平成20年 〇月 〇日 薬事・食品衛生審議会へ諮問  
平成20年 1月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

●薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

- |         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
| 青木 宙    | 東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授                  |
| 井上 松久   | 北里大学副学長                               |
| ○大野 泰雄  | 国立医薬品食品衛生研究所副所長                       |
| 尾崎 博    | 東京大学大学院農学生命科学研究科教授                    |
| 加藤 保博   | 財団法人残留農薬研究所理事                         |
| 斉藤 貢一   | 星薬科大学薬品分析化学教室准教授                      |
| 佐々木 久美子 | 国立医薬品食品衛生研究所客員研究員                     |
| 志賀 正和   | 元独立行政法人農業技術研究機構中央農業総合研究センター虫害<br>防除部長 |
| 豊田 正武   | 実践女子大学生活科学部生活基礎化学研究室教授                |
| 米谷 民雄   | 国立医薬品食品衛生研究所食品部長                      |
| 山内 明子   | 日本生活協同組合連合会組織推進本部 本部長                 |
| 山添 康    | 東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授           |
| 吉池 信男   | 独立行政法人国立健康・栄養研究所研究企画評価主幹              |
| 鰐淵 英機   | 大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授               |

(○: 部会長)

答申(案)

シラフルオフエン

食品名	残留基準値
	ppm
米	0.3
大豆	0.1
かんしょ	0.1
えだまめ	2
その他の野菜(注1)	0.1
みかん	0.2
なつみかんの果実全体	3
レモン	3
オレンジ	3
グレープフルーツ	3
ライム	3
その他のかんきつ類果実(注2)	3
りんご	3
日本なし	1
西洋なし	1
もも	0.1
その他のスパイス(注3)	10
魚介類	0.4

(注1)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注2)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注3)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。